

熊本県民有林作業道災害復旧事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、民有林作業道災害復旧事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行、以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(採択基準)

第2 本事業で採択する作業道は、造林、間伐等の補助事業で開設した作業道のうち、公共性が高く、かつ緊急に機能回復を図る必要がある作業道とし、次の各号すべてに該当する路線とする。

- (1) 1箇所当りの事業費が20万円以上の路線。ただし、近接した被災箇所がある場合は、これを含めて1箇所と見なすことができる。
- (2) 幅員2.0m以上の路線
- (3) 作業道台帳に登載されている路線

(補助対象経費及び補助率)

第3 補助対象経費及び補助率は、要項第2条のとおりとする。

(事業計画書の認定申請)

第4 補助事業者は、補助金の交付を受けて事業を実施しようとするときは、要項第3条に基づき、事業実施計画承認申請書（別記第1号様式）に位置図（5万分の1及び5千分の1地形図）及び災害の状況がわかる写真を添えて、所管広域本部地域振興局長（以下「局長」という。ただし、熊本市にあつては農林水産部長。）に提出するものとする。

- 2 局長は、提出された事業実施計画承認申請書を事業計画審査表（別記第1号様式の2）により審査を行い、その結果を基に農林水産部長（以下「部長」という。）に事業計画の承認に係る協議を行う。
- 3 部長は、事業計画に係る協議があつた場合は、当該事業実施計画書等関係書類を審査し適当と認める場合は、総務部長に合議を行い当該事業計画の承認を行うものとする。
- 4 部長は、前項により事業計画の承認を行った場合は、局長に通知するものとする。
- 5 局長は、要項第4条に基づき、補助事業者に対して事業実施計画の承認及び補助金額の内示（別記第1号の3様式）を行う。

(事業計画の変更申請)

第5 補助事業者は、第4の第5項の規定による通知を受けた後、事業の内容等について重要な変更をしようとするときは、要項第5条に基づき、事業実施計画変更承認申請書（別記第2号様式）を局長に提出するものとする。

- 2 第4の規定は、前項の規定による事業計画の変更申請について準用する。

(補助金の交付申請)

- 第6 補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、要項第6条に基づき補助金交付申請書を局長に提出しなければならない。
- 2 局長は、補助事業者から提出された補助金交付申請書の審査を行い、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行う。
 - 3 要項第6条第2項に基づく事業計画書は、別記第3号様式によるものとする。

(補助金の変更申請)

- 第7 補助金の変更を申請しようとするときは、要項第6条第2項に基づく変更申請書を局長に提出しなければならない。
- 2 局長は、補助事業者から提出された変更申請書の審査を行い、当該申請に係る補助金等を変更すべきものと認めるときは、補助金の変更交付決定を行う。
 - 3 変更申請書の添付書類については、第6に準じるものとする。

(事業の実施)

- 第8 補助事業者は、事業を着工しようとするときは、事前に次の各号により実施設計書を作成し、局長の審査を受けるものとする。
- (1) 本工事費等
「熊本県森林作業道実施基準」を準用するものとする。
 - (2) 設計要領及び設計作成要領
「熊本県森林作業道実施基準」を準用するものとする。
 - (3) 単価
「森林作業道標準単価」等による。
 - (4) 材料の現物支給など簡易な工作物等について、前号により難しい場合は、局長に協議するものとする。

(事業の着工)

- 第9 補助事業者は、事業に着工したときは、要項第11条に基づく工事着手報告書を局長に提出するものとする。

(事業の確認検査)

- 第10 補助事業者は、事業を完了したときは、要項第11条に基づく工事完成報告書に次に掲げる書類を添えて局長に提出しなければならない。
- (1) しゅん工検査復命書(写)
 - (2) しゅん工写真
 - (3) しゅん工検査状況写真
 - (4) 精算設計書
- 2 局長は、前項により完了届の提出があったときは、別に定める熊本県民有林作業道災害復旧事業しゅん工確認検査要領に基づき、確認検査を行うものとする。
 - 3 局長は、検査の結果を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第 11 補助事業者は、要項第 1 3 条に基づく実績報告書を局長に提出するものとする。
- 2 要項第 1 3 条第 2 項に基づく事業実績書は、別記第 4 号様式によるものとする。
- 3 局長は、事業完了日から 1 箇月以内に事業実績書を部長に提出するものとする。

(補助金の請求)

- 第 12 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、請求書を局長に提出しなければならない。
- 2 概算払請求にあつては、概算払請求書に出来高調書（別記第 5 号様式）を添え、局長に提出するものとする。

(雑則)

- 第 13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 8 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 6 月 2 6 日から施行し、平成 1 2 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 3 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 1 3 年 6 月 1 5 日から施行し、平成 1 3 年度事業から適用する。

附 則

この要項は、平成 1 4 年 9 月 2 7 日から施行し、平成 1 4 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 7 月 3 1 日から施行し、平成 2 4 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 7 月 3 0 日から施行する。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

（補助事業者）

熊本県民有林作業道災害復旧事業計画承認申請書

年度において、別紙事業実施計画に基づき熊本県民有林作業道災害復旧事業を実施したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第3条の規定により申請します。

記

（1）事業の総括

路 線 数	
事 業 量	
事 業 費	
備 考	

(3)

申 請 理 由 書

(注) 理由の記載については、路線毎に今後の作業道の使用内容（今後3ヶ年内における森林整備の内容）、危険性等を記入。

(図面等も併せて作成すること。)

別記第1号様式の2（第4関係）

熊本県民有林作業道災害復旧事業 事業計画審査表

路線名 _____

1. 提出書類、様式等について

区分	審査基準	審査結果
計画書	日付・番号	適・否
	宛名・申請者	事業主体から知事宛
	本文内容（様式）	実施要領の様式
	帳票	必要事項の記載

2. 申請内容について

要件	審査箇所、書類等	審査結果	備考
(1)事業の目的 公共性が高く、かつ緊急に機能回復を図る必要があること	申請理由書	適・否	
(2)採択基準関係 ① 1箇所当たりの事業費が20万円以上の路線	帳票((2)事業内容)	適・否	
②幅員2.0m以上の路線	“()”	適・否	
③作業道台帳に登載されている路線	作業道台帳	適・否	

注) ①路線毎に作成してください。
②協議書に添付してください。

第 号
平成 年 月 日

(補助事業者) 様

熊本県知事

平成 年度熊本県民有林作業道災害復旧事業計画の承認について (通知)
平成 年 月 日付け 第 号で申請されました平成 年度熊本県
民有林作業道災害復旧事業計画については、下記のとおり事業計画を承認します。

また、下記のとおり補助金額を内示します

なお、補助金交付申請書については、平成 年 月 日までに提出されます
よう申し添えます。

記

事業主体名	路線名	幅員	事業量	事業費(円)	補助金額(円)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

（補助事業者）

熊本県民有林作業道災害復旧事業実施計画変更承認申請書

年度において別紙事業実施変更計画に基づき熊本県民有林作業道災害復旧事業を実施したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第5条の規定により申請します。

記

（1）事業の総括

二段書き（上段変更後、下段変更前）

路 線 数	
事 業 量	
事 業 費	
備 考	

出来高調書

補助事業者（ ）

路線名	工種	箇所番号	幅員	事業量	総事業費	補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残高 A - (B+C)	事業完了 予定年月日	年月日 現在の実施率 % (進捗率)
							補助金額	出来高 %	補助金額	出来高 %			
計													

(地域振興局記入欄)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職名

氏名

印